

議案第 94 号

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 12 月 17 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

箱根町の財政状況は、長期にわたる景気低迷や社会・経済構造の変化により、町税の著しい減収に伴い歳入が減少する一方、社会保障関係費や公共施設整備に伴う公債費や維持費など歳出が増大し、今後の町政運営や各種施策推進など住民生活にも重大な支障をきたしかねない状況である。

既に取り組んでいる多岐にわたる行財政改革をさらに推し進めてもなお不足が見込まれる財源確保のため、固定資産税の税率引上げに関し、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町町税条例の一部を改正する条例

箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 15 項を第 18 項とし、第 14 項の次に次の 3 項を加える。

（平成 28 年度から平成 30 年度までの固定資産税の税率の特例）

- 15 平成 28 年度から平成 30 年度までの各年度分の固定資産税の税率は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、100 分の 1.58 とする。
- 16 平成 28 年度から平成 30 年度までの各年度分の国際観光ホテル整備法の規定により登録を受けたホテル業又は旅館業の用に供する家屋に対して課する固定資産税の税率は、第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、当該家屋が登録を受けた日の属する年度の翌年度から次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。
- | | |
|--------------|--------------|
| 第 1 年度 | 100 分の 0.79 |
| 第 2 年度 | 100 分の 0.948 |
| 第 3 年度 | 100 分の 1.106 |
| 第 4 年度 | 100 分の 1.264 |
| 第 5 年度以降の各年度 | 100 分の 1.422 |
- 17 平成 28 年度から平成 30 年度までの各年度分の都市計画法第 19 条第 1 項の規定により箱根都市計画用途地域と決定した都市計画に係る土地の区域外に所在する土地のうち山林、原野、池沼に対して課する固定資産税の額は、第 21 条の規定にかかわらず附則第 15 項を適用して計算した固定資産税額から当該固定資産税額に 1.58 分の 0.79 の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。